

寄附金の募集について

当協会は2010年3月にスポーツ団体第1号となる公益社団法人認定を受けました。以降ゴルフを始めたばかりの初心者が楽しめる大会から、競技ゴルファーのためのスクラッチ競技まで、数多くの大会を開催してまいりました。

今後も子どもから大人まで、すべてのアマチュアゴルファーの皆さまがゴルフをより楽しめるように、そして皆さまの健康増進となるようなプレーの場を提供してまいります。

ぜひ、当協会の活動にご協力をお願いいたします。



寄附金の税法上優遇について

当協会へのご寄附は税制上の優遇措置を受けることが出来ます。

個人の方は所得控除(寄附金控除)が、法人の方は一般の損金算入に加え、別枠の損金算入が認められています。

個人

所得控除(寄附金控除) 次の算式による所得税の控除額(減税)が受けられます。

$$\left[\text{寄附金の額}^{*1} - 2,000\text{円} \right] \times \text{所得税率}^{*2} = \text{控除額}$$

▼お手続き

所得税の確定申告書に寄附金控除額を記入し、当協会発行の寄附金領収書を添えて、該当年度の確定申告書提出期間中に所轄の税務署に提出してください。

(参照) 国税庁 HP 「一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)」

*1…総所得金額の40%が上限 *2…所得税率は年間所得金額によって異なります

法人

次の一般寄附金枠と特定公益増進法人寄附金枠の合計枠の範囲内において、損金の扱いが受けられます。

一般寄附金枠

$$\left[\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得税} \times 2.5\% \right] \times 1/4$$

特別公益増進法人寄附金枠

$$\left[\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得税} \times 6.25\% \right] \times 1.2$$

▼お手続き

法人税申告書の別表14(2)(寄附金の明細書)に記入し、寄附金領収書は法人が保管ください。

(参照) 国税庁 HP 「特定公益増進法人に対する寄附金」

お得な特典

ご寄附いただいた金額に応じ、ゴルフをお得に楽しめる記念品をプレゼント!

3,000~5,000円未満

ゴルフ振興券 1枚

5,000~10,000円未満

ゴルフ振興券 2枚

10,000円以上

1万円ごとに
ゴルフ振興券 4枚

*振興券1枚につき、1000円分の割引クーポンとして利用いただけます。

ご利用可能コースは
こちらから



皆さまからの応援をお待ちしております。